

豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における感染対策物品等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における感染対策物品等購入補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、別表第1又は別表第2に掲げる介護サービス事業所等又は障害福祉サービス等事業所（以下「介護・障害福祉サービス事業所等」という。）が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大防止対策に資する物品等（以下「感染対策物品等」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、介護・障害福祉サービス事業所等の利用者が安心して当該事業所等を利用できる環境を整備し、もって介護・障害福祉サービスの提供体制を維持することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、介護・障害福祉サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のために、アルコールその他の衛生用品、マスクその他の防具用品、体温計、サーキュレータその他の物品等であって、当該事業所等の在庫が不足すると見込まれるものを購入するのに要した経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度等によって助成等を受けている経費は、補助対象経費としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、介護・障害福祉サービス事業所等を市内に設置する者であって、市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、それぞれの事業所等の区分に応じて、別表第3又は別表第4に規定する額を上限額とし、当該上限額と補助対象経費の実支出額を比較していず

れか少ない額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における感染対策物品等購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 感染対策物品等の納品及び補助対象経費の支払手続が完了したことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第5条第2項の規定による補助金の交付決定の通知及び規則第11条の規定による補助金の額の確定の通知は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における感染対策物品等購入補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2)(以下「決定通知書兼確定通知書」という。)によるものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における感染対策物品等購入補助金交付請求書(様式第3)により、補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(概算払)

第9条 市長は、感染対策物品等の在庫が不足している場合、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況にある場合等、補助事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における感染対策物品等購入補助金交付申請書(概算払用)(様式第4)を市長に提出しなければならない。

3 規則第5条第2項の規定による補助金の交付決定の通知は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における感染対策物品等購入補助金交付決定通知書(概算払用)(様式第5。以下「決定通知書」という。)によるものとする。

4 前項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた補助対象事業者は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における感染対策物品等購入補助金概算払請求書(様式第6)により、補助金を請求し、概算払を受けるものとする。

5 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における感染対策物品等購入補助金実績報告書（概算払用）（様式第7）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 感染対策物品等の納品及び補助対象経費の支払手続が完了したことを証する書類

（2） その他市長が必要と認める書類

6 規則第11条の規定による補助金の額の確定の通知は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における感染対策物品等購入補助金確定通知書（概算払用）（様式第8）によるものとする。

（概算払の精算）

第10条 前条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、規則第11条に規定する確定通知の到達後、速やかに当該確定通知に基づき、当該補助金の精算をしなければならない。

（補助金の交付の条件）

第11条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

（1） 補助対象者が、本市に納付すべき市税を滞納していないこと。

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が当該介護・障害福祉サービス事業所等の役員となっていないこと。

（3） 補助対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（4） 補助金の交付は、一会計年度において、同一介護・障害福祉サービス事業所等ごとに対し、1回限りとすること。

（5） 同一の補助対象経費について、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

（6） 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、書面により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9）により、速やかに市長に報告しなければならないものとし、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければ

ならないこと。

(7) その他市長が必要と認める条件を満たしていること。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、補助事業者が、決定通知書兼確定通知書又は決定通知書の交付を受けた日から10日以内に書面により行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月15日から施行し、同年10月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年1月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき同日までに交付申請がされた補助金については、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

介護サービス事業所等（市事業を除く。）

訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
入所施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

備考

- 1 介護サービス事業所等において、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を行う事業所等を含む。
- 2 各介護予防サービス及び各介護予防・日常生活支援総合事業を含むものとし、二以上の事業等の指定を受けている場合は、一の事業所等として取扱う。
- 3 第6条及び第9条第2項の規定による申請の時点で、指定等を受けている事業所等に限る。

別表第 2（第 2 条関係）

障害福祉サービス等事業所（市事業を除く。）

通所系サービス事業所	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
短期入所系サービス事業所	短期入所
入所・居住系サービス事業所	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設
訪問系サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
相談支援事業所	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援
地域生活支援事業所	移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、地域活動支援センター

備考

- 1 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の両方の指定を受けている場合は、一の事業所として取扱う。
- 2 同一の事業所番号による指定を受けている場合は、一の事業所として取扱う。
（施設入所支援と生活介護は除く）
- 3 第 6 条及び第 9 条第 2 項の規定による申請の時点で、指定等を受けている事業所に限る。

別表第3（第5条関係）

介護サービス事業所等における補助金の上限額（市事業を除く。）

入所施設等	10万円
その他	5万円

別表第4（第5条関係）

障害福祉サービス等事業所における補助金の上限額（市事業を除く。）

通所系 サービス事 業所	療養介護、生活介護	10万円
	自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	5万円
	就労定着支援、自立生活援助	2万円
短期入所系サービス事業所		5万円
入所・居住系サービス事業所		10万円
訪問系サービス事業所		2万円
相談支援事業所		2万円
地域生活	移動支援事業、訪問入浴サービス事業	2万円
支援事業所	日中一時支援事業、地域活動支援センター	5万円